

【本則】

○ 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（抄）	1
○ 有線電気通信法施行令（昭和二十八年政令第三百三十号）（抄）	1
○ 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（抄）	2
○ 原子力委員会及び原子力安全委員会設置法施行令（昭和三十一年政令第四号）（抄）	2
○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）	
（抄）	3
○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）（抄）	17
○ 独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第一百五十五号）（抄）	24
○ 放射線審議会令（昭和三十三年政令第三百三十五号）（抄）	25
○ 原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十四号）（抄）	25
○ 電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）（抄）	26
○ 人事管理官を置く機関を指定する政令（昭和四十年政令第二百六十一号）（抄）	26
○ 行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）（抄）	27
○ 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）（抄）	28
○ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）（抄）	28
○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）（抄）	29

○ 独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）（抄）	30
○ 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の關係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）（抄）	30
○ 原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）（抄）	31
○ 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第一百五十六号）（抄）	34
○ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）	35
○ 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）（抄）	35
○ 独立行政法人放射線医学総合研究所法第十七条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令（平成十二年政令第三百二十七号）（抄）	37
○ 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第五百五号）（抄）	37
○ 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成十三年政令第三百二十三号）（抄）	38
○ 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）（抄）	38
○ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（抄）	38
○ 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（抄）	39
○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第三百二十七号）（抄）	39
○ 次世代育成支援対策推進法施行令（平成十五年政令第三百七十二号）（抄）	40

○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）	41
○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）	41
○ 独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号）（抄）	42
○ 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）（抄）	43
○ 原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）（抄）	49
○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）	50
○ 発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）（抄）	50
○ 原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百七十七号）（抄）	51
○ 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）	51
○ 経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）（抄）	54
○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）	54
○ 標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）（抄）	56
○ 原子力損害賠償支援機構法施行令（平成二十三年政令第二百五十七号）（抄）	60
○ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令（平成二十三年政令第三百九十七号）（抄）	60
○ 福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）（抄）	61
○ 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（抄）	61
○ 行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百二十号）（抄）	61
○ 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（抄）	63

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第二百十号）（抄）	64
○ 内閣府独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百十七号）（抄）	64
○ 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（抄）	65
○ 経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）（抄）	66
○ 産業構造審議会令（平成十二年政令第二百九十二号）（抄）	72
○ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）（抄）	72
○ 総合資源エネルギー調査会令（平成十二年政令第二百九十三号）（抄）	73
○ 経済産業省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十三号）（抄）	73
○ 鉱山保安協議会令（平成十六年政令第三百三十号）（抄）	74
○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）	74
○ 環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）（抄）	75
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）（抄）	79
○ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百十号）（抄）	79
○ 環境省設置法（平成十一年法律第一百一号）（抄）	80
【附則】	
○ 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十二号）（抄）	80
○ 復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）（抄）	80

【本則】

○輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（抄）

別表第二（第二条、第四条、第十一条関係）

	貨物		地域
(略)	(略)	(略)	(略)
二〇	核原料物質及び核燃料物質（使用済燃料（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十一年法律第六十六号）第二条第八項に規定する使用済燃料をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）	全地域	
(略)	(略)	(略)	(略)

○有線電気通信法施行令（昭和二十八年政令第三百三十号）（抄）

第二条 法第十一条の政令で定める設備は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、その設備に係る同条の政令で定める行政機関は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定により設置しなければならない信号設備	国土交通大臣
鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十二条の規定に基づく経済産業省令の規定により鉱業権者が設置する信号設備	産業保安監督部長

<p>電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十九条      第一項の規定に基づく経済産業省令の規定により設置し      なければならぬ保安通信用の信号設備</p>	<p>経済産業大臣</p>
---	---------------

○電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（抄）

（事業用電気工作物の維持）

第三十九条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を主務省令で定める技術基準に適合するよう  
 に維持しなければならない。

2 （略）

（主務大臣等）

第百十三条の二 この法律（第六十五条第三項及び第五項を除く。）における主務大臣は、次の各号に掲げる事  
 項の区分に応じ、当該各号に定める大臣又は委員会とする。

- 一 原子力発電工作物に関する事項原子力規制委員会及び経済産業大臣
  - 二 前号に掲げる事項以外の事項経済産業大臣
- 2・3 （略）

○原子力委員会及び原子力安全委員会設置法施行令（昭和三十一年政令第四号）（抄）

目次

第一章 原子力委員会（第一条―第五条）

第二章 原子力安全委員会（第六条―第九条）

附則

第一章 原子力委員会

第二章 原子力安全委員会

（審査委員等の員数）

第六条 原子力委員会及び原子力安全委員会設置法（以下「法」という。）第十六条第一項の政令で定める員数

は、六十人とする。

2 法第十九条第一項の政令で定める員数は、四十人とする。

3 法第二十条の二第一項の政令で定める員数は、四十人とする。

(原子炉安全専門審査会等の議事)

第七条 原子炉安全委員会の委員長は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第二十四条第二項の規定による意見及び同法第二十六条第四項において準用する同法第二十四条第二項の規定による意見（軽微な変更に係るものを除く。）に係る事項については、法第十六条第二項の規定による指示を行うものとする。

2 原子炉安全専門審査会は、審査委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 原子炉安全専門審査会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、第一項に規定する事項については、出席者の四分の三以上でこれを決する。

4 前三項の規定は、核燃料安全専門審査会の議事について準用する。この場合において、第一項中「第二十四条第二項の規定による意見及び同法第二十六条第四項において準用する同法第二十四条第二項」とあるのは「第二十四条第二項、第十四条第二項、第四十三条の五第二項、第四十四条の二第三項及び第五十一条の三第二項の規定による意見並びに同法第六条第三項において準用する同法第四十四条第二項、同法第十六条第三項において準用する同法第十四条第二項、同法第四十三条の七第三項において準用する同法第四十三条の五第二項、同法第四十四条の四第五項において準用する同法第四十四条の二第三項及び同法第五十一条の五第三項において準用する同法第五十一条の三第二項」と、「第十六条第二項」とあるのは「第十九条第二項」と読み替えるものとする。

(事務局の内部組織)

第八条 原子炉安全委員会の事務局に、その局務を遂行するため、課を置く。

2 前項に定めるもののほか、原子炉安全委員会の事務局に、命を受けて局務に関する重要事項に係るものに参加する職を置くことができる。

3 第一項の規定に基づき置かれる課の数は、四以内とする。

4 前三項に定めるもののほか、原子炉安全委員会の事務局の内部組織の細目は、内閣府令で定める。

(準用)

第九条 第一条、第三条及び第五条の規定は、原子炉安全委員会について準用する。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）（抄）

## 目次

- 第一章 定義（第一条・第二条）
- 第二章 製錬及び加工の事業に関する規制（第三条―第十条）
- 第三章 原子炉の設置、運転等に関する規制（第十一条―第二十条）
- 第四章～第七章 （略）
- 附則
- （特定核燃料物質）
- 第一条 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（第五十四条第二号を除き、以下「法」という。）
- 第二条 第五項に規定する政令で定める核燃料物質は、次のいずれかに該当する核燃料物質とする。
  - 一～六 （略）
- （防護対象特定核燃料物質）
- 第二条 （略）
- （製錬事業の指定の申請）
- 第三条 （略）
- 2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他経済産業省令で定める書類を添え、指定を受けようとする工場又は事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、申請しなければならない。
- （製錬事業に係る変更の許可の申請）
- 第四条 製錬事業者は、法第六条第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その工場又は事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
  - 一～五 （略）
- （製錬事業に係る防護措置が必要な場合）
- 第五条 （略）
- （加工事業の許可の申請）
- 第六条 （略）
- 2 前項の許可を受けようとする者は、事業計画書その他経済産業省令で定める書類を添えて、申請しなければならない。
- （加工事業に係る変更の許可の申請）
- 第七条 加工事業者は、法第十六条第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、経済産業省令で定



めるところにより、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 五 (略)

(施設定期検査を受ける加工施設)

第八条 法第十六条の五第一項に規定する加工施設のうち政令で定めるものは、加工設備本体、貯蔵施設、廃棄施設及び放射線管理施設並びに加工設備の附属施設で経済産業省令で定めるものとする。

(加工事業に係る防護措置が必要な場合)

第九条 (略)

(核燃料取扱主任者の認定)

第十条 (略)

(原子炉の設置の許可の申請)

第十一条 (略)

2 前項の許可を受けようとする者は、原子炉の設置に必要な資金の調達計画書その他主務省令で定める書類を添えて、申請しなければならない。

(研究開発段階にある原子炉)

第十二条 法第二十三条第一項第四号に規定する政令で定める原子炉は、当分の間、発電の用に供する原子炉又は船舶に設置する原子炉として昭和五十四年一月三日までに原子力基本法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第八十六号)による改正前の法第二十三条第一項の許可を受けたもの又は原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法(昭和四十二年法律第七十三号)第二十五条第一項に規定する動力炉開発業務に関する基本計画においてその設置が予定されていたものの型式と同型式の原子炉(以下この条において「特定型原子炉」という。)のうち、発電の用に供する原子炉であつて次に掲げるものに該当するものとする。

一 高速増殖炉(独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第百五十五号)第二条第五項に規定する高速増殖炉をいう。)

二 重水減速沸騰軽水冷却型原子炉(減速材として重水を、冷却材として沸騰軽水をそれぞれ使用する原子炉をいう。)

2 法第二十三条第一項第五号に規定する政令で定める原子炉は、当分の間、特定型原子炉のうち、船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉(減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。)とする。

3 特定型原子炉以外の原子炉(発電の用に供し、又は船舶に設置するものに限る。)については、その設置に關しその具体的な内容が明らかになつたときにおいて、当該原子炉が法第二十三条第一項各号に掲げる原子炉

のいずれかに該当するかについて、文部科学大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、速やかに検討を加えるものとする。

（外国原子力船に設置した原子炉に係る許可の申請）

### 第十三条（略）

2 前項の許可を受けようとする者は、原子炉施設に関しその安全性を説明する書類その他国土交通省令で定める書類を添えて、申請しなければならない。

（原子炉の設置に係る変更の許可の申請）

第十四条 原子炉設置者（法第三十九条第五項の規定により原子炉設置者とみなされる者を含む。以下同じ。）は、法第二十六条第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 五（略）

（外国原子力船に設置した原子炉に係る変更の許可の申請）

第十五条 外国原子力船運航者は、法第二十六条の二第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 五（略）

（施設定期検査を受ける原子炉施設）

第十六条 法第二十九条第一項に規定する原子炉施設のうち政令で定めるものは、原子炉本体、核燃料物質の取扱施設、貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設及び非常用電源設備その他の原子炉の附属施設で主務省令で定めるものとする。

（原子炉の譲受けの許可の申請等）

第十九条 法第三十九条第一項の規定により原子炉又は原子炉を含む一体としての施設（原子力船を含む。）の譲受けの許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 八（略）

2 法第三十九条第二項の規定により原子力船の譲受けの許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、船舶の名称及び前項各号（第五号を除く。）に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3（略）

（原子炉主任技術者の認定）

第二十条 第十条の規定は、法第四十一条第一項第二号の規定による認定について準用する。この場合において、

第十条第二号中「核燃料物質の取扱い」とあるのは「原子炉の構造」と、同条第三号中「核燃料物質の取扱い」とあるのは「原子炉の運転」と読み替えるものとする。

(貯蔵事業の許可の申請)

第二十二條 (略)

2 前項の許可を受けようとする者は、事業計画書その他経済産業省令で定める書類を添えて、申請しなければならない。

(貯蔵事業に係る変更の許可の申請)

第二十三條 使用済燃料貯蔵事業者は、法第四十三條の七第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 五 (略)

(施設定期検査を受ける使用済燃料貯蔵施設)

第二十四條 法第四十三條の十一第一項に規定する使用済燃料貯蔵施設のうち政令で定めるものは、使用済燃料(法第四十三條の四第一項の使用済燃料に該当するものに限る。)の受入れ施設、使用済燃料貯蔵設備本体、計測制御系統施設、廃棄施設及び放射線管理施設並びに使用済燃料貯蔵設備の附属施設で経済産業省令で定めるものとする。

(再処理事業の指定の申請)

第二十六條 (略)

2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他経済産業省令で定める書類を添えて、申請しなければならない。

(再処理事業に係る変更の許可の申請)

第二十七條 再処理事業者は、法第四十四條の四第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 五 (略)

(施設定期検査を受ける再処理施設)

第二十八條 法第四十六條の二の二第一項に規定する再処理施設のうち政令で定めるものは、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設、再処理設備本体、製品貯蔵施設、計測制御系統施設、廃棄施設並びに放射線管理施設並びに再処理設備の附属施設で経済産業省令で定めるものとする。

(廃棄事業の許可の申請)

第三十條 (略)

2 前項の許可を受けようとする者は、事業計画書その他経済産業省令で定める書類を添えて、申請しなければならない。

(廃棄事業に係る変更の許可の申請)

第三十三条 廃棄事業者は、法第五十一条の五第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 五 (略)

(特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設)

第三十四条 法第五十一条の七第一項の政令で定める第一種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設は、廃棄物受入れ施設、廃棄物取扱施設、計測制御系統施設及び放射線管理施設並びに廃棄物埋設地の附属施設で経済産業省令で定めるものとする。

2 (略)

(施設定期検査を受ける特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設)

第三十五条 法第五十一条の十第一項に規定する特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

一 特定廃棄物埋設施設 廃棄物受入れ施設、廃棄物取扱施設、計測制御系統施設及び放射線管理施設並びに廃棄物埋設地の附属施設で経済産業省令で定めるもの

二 特定廃棄物管理施設 廃棄物受入れ施設、廃棄物管理設備本体、計測制御系統施設及び放射線管理施設並びに廃棄物管理設備の附属施設で経済産業省令で定めるもの

(廃棄物埋設地の譲受け等の許可の申請)

第三十七条 法第五十一条の十九第一項の規定により廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設の譲受けの許可を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 六 (略)

(核燃料物質の使用の許可の申請)

第三十八条 (略)

2 前項の許可を受けようとする者は、核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書その他文部科学省令で定める書類を添えて、申請しなければならない。

(核燃料物質の使用に係る変更の許可の申請)

第四十条 使用者は、法第五十五条第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一、四 (略)

(核原料物質の使用に係る変更の届出)

第四十五条 核原料物質使用者は、法第五十七条の八第三項の規定による変更の届出をしようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を文部科学大臣に提出しなければならない。

一、四 (略)

(運搬に関する確認を要する場合)

第四十八条 法第五十九条第二項に規定する政令で定める場合は、次の表の上欄に掲げる場合について、それぞれ同表の下欄に掲げるもののいずれかに該当する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬する場合とする。

<p>二 (略)</p>	<p>一 法第五十九条第一項の規定により保安のための措置が必要な場合</p> <p>イ 放射線障害防止のための措置が特に必要な核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物であつて、主務省令(国土交通大臣の確認を要する場合)にあつては、国土交通省令。ロにおいて同じ。)で定めるもの</p> <p>ロ 臨界防止のための措置が特に必要な核燃料物質であつて、主務省令で定めるもの</p> <p>イ・ロ (略)</p>
--------------	--

(原子力施設検査官、原子力保安検査官及び核物質防護検査官の定数及び資格)

第六十条 文部科学省の原子力施設検査官の定数は十九人とし、経済産業省の原子力施設検査官の定数は五十七人とする。

2 文部科学省の原子力保安検査官の定数は五十九人とし、経済産業省の原子力保安検査官の定数は百六十三人とする。

3 文部科学省の核物質防護検査官の定数は十五人とし、経済産業省の核物質防護検査官の定数は二十五人とする。

4 文部科学省の原子力施設検査官は原子炉施設又は使用施設等の構造、性能及び保安について、経済産業省の原子力施設検査官は加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の構造、性能及び保安について、それぞれ相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

5 文部科学省の原子力保安検査官は原子炉設置者又は使用者が講ずべき保安のために必要な措置（保安教育を含む。以下この項において同じ。）並びに原子炉施設又は使用施設等の構造及び性能について、経済産業省の原子力保安検査官は製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者又は廃棄事業者が講ずべき保安のために必要な措置並びに製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の構造及び性能について、それぞれ相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

6 文部科学省の核物質防護検査官は原子炉設置者又は使用者が講ずべき特定核燃料物質の防護のために必要な措置について、経済産業省の核物質防護検査官は製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者又は廃棄事業者が講ずべき特定核燃料物質の防護のために必要な措置について、それぞれ相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

（届出を受理した場合における通報等）

第六十二条 法第七十一条第六項の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 法第二十三条第一項第三号に掲げる原子炉であつて発電の用に供するものに係る原子炉設置者による法第二十六条第二項又は第三十二条第二項の規定による届出の受理

二 法第二十三条第一項第四号又は第五号に掲げる原子炉であつて船舶に設置するものに係る原子炉設置者による法第二十六条第二項又は第三十二条第二項の規定による届出の受理

三 実用発電用原子炉若しくは法第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る原子炉設置者又は実用船舶用原子炉に係る原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者による法第二十六条第二項、第二十六条の二第二項又は第三十二条第二項の規定による届出の受理

四 （略）

五 法第十二条の六第八項（法第二十二条の八第三項、第四十三條の二十七第三項、第五十条の五第三項及び第五十一条の二十五第三項において準用する場合を含む。）又は第十二条の七第九項（法第二十二條の九第五項、第四十三條の二十八第四項、第五十一条第四項及び第五十一条の二十六第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認

六 法第四十三條の三の二第三項において準用する法第十二條の六第八項又は法第四十三條の三の三第四項において準用する法第十二條の七第九項の規定による確認（経済産業大臣又は国土交通大臣が行うものに限る。）

- 七 法第五十九条の二第二項の規定による確認
- 八 法第四十三条の規定による命令
- 2 文部科学大臣は、法第二十三条第一項第三号に掲げる原子炉であつて発電の用に供するものに係る原子炉設置者につき、法第二十六条第二項又は第三十二条第二項の規定による届出を受理した場合には、経済産業大臣に対し、遅滞なく、その届出の写しを送付しなければならない。
- 3 経済産業大臣又は文部科学大臣は、法第二十三条第一項第四号又は第五号に掲げる原子炉であつて船舶に設置するものに係る原子炉設置者につき、法第二十六条第二項又は第三十二条第二項の規定による届出を受理した場合においては、国土交通大臣に対し、遅滞なく、その届出の写しを送付しなければならない。
- 4 経済産業大臣又は国土交通大臣は、実用発電用原子炉若しくは法第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る原子炉設置者又は実用船用原子炉に係る原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者につき、法第二十六条第二項、第二十六条の二第二項又は第三十二条第二項の規定による届出を受理した場合には、文部科学大臣に対し、遅滞なく、その届出の写しを送付しなければならない。
- 5 経済産業大臣は、法第六条第二項、第九条第二項、第十六条第二項、第十九条第二項、第四十三条の七第二項、第四十三条の十五第二項、第四十四条の四第二項、第四十六条の六第二項、第五十一条の五第二項又は第五十一条の十三第二項の規定による届出を受理した場合においては、文部科学大臣に対し、その届出の写しを送付しなければならない。
- 6 経済産業大臣は、法第十二条の六第八項（法第二十二条の八第三項、第四十三条の二十七第三項、第五十条の五第三項及び第五十一条の二十五第三項において準用する場合を含む。）又は第十二条の七第九項（法第十二条の九第五項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項及び第五十一条の二十六第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認をした場合においては、文部科学大臣に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。
- 7 経済産業大臣又は国土交通大臣は、法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第四十三条の三の三第四項において準用する法第十二条の七第九項の規定による確認をした場合においては、文部科学大臣に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。
- 8 文部科学大臣は、法第五十九条の二第二項の規定による確認をした場合においては、国土交通大臣（当該確認に係る運搬が輸出又は輸入を伴うものである場合にあっては、経済産業大臣及び国土交通大臣）に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。
- 9 文部科学大臣は、法第四十三条の規定による命令をした場合においては、経済産業大臣に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。
- 10 経済産業大臣は、法第四十三条の規定による命令をした場合においては、文部科学大臣に対し、遅滞なく、

その旨を通報しなければならない。

11 国土交通大臣は、法第四十三條の規定による命令をした場合においては、文部科学大臣及び経済産業大臣に對し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

(国家公安委員会等との關係)

第六十三條 法第七十二條第一項の規定により文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣が意見を聴かなければならない者は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる者とする。

一 法第二十三條第一項第二号に掲げる原子炉又は同項第四号若しくは第五号に掲げる原子炉(船舶に設置するものに限る。)に係る核物質防護規定について法第四十三條の二第一項の認可をする場合	国家公安委員会及び海上保安庁長官
二 原子炉であつて前号に規定するもの以外のものうち文部科学大臣又は経済産業大臣が告示で定めるものに係る核物質防護規定について法第四十三條の二第一項の認可をする場合	国家公安委員会及び海上保安庁長官
三 製鍊施設、加工施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等(以下この条において「製鍊施設等」という。)のうち文部科学大臣又は経済産業大臣が告示で定めるものに係る核物質防護規定について法第七十二條第一項に規定する規定により認可をする場合	国家公安委員会及び海上保安庁長官
四 (略)	(略)

2 法第七十二條第二項の規定により意見を述べることができる者は、次の表の上欄に掲げる意見の区分に応じ、同表の下欄に掲げる者とする。

一 法第二十三條第一項第二号に掲げる原子炉又は同項	国家公安委員会及び海上保安庁長官
---------------------------	------------------



<p>第四号若しくは第五号に掲げる原子炉（船舶に設置するものに限る。）に係る原子炉設置者についての法第七十二条第二項に規定する規定の運用に関する意見</p>	
<p>二 原子炉であつて前号に規定するもの以外のものうち文部科学大臣又は経済産業大臣が告示で定めるものに係る原子炉設置者についての法第七十二条第二項に規定する規定の運用に関する意見</p>	<p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>
<p>三 製錬施設等のうち文部科学大臣又は経済産業大臣が告示で定めるものに係る製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者についての法第七十二条第二項に規定する規定の運用に関する意見</p>	<p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>
<p>四 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>五 (略)</p> <p>六 その貯蔵に用いる施設が文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣が告示で定める施設に該当する受託貯蔵者についての法第六十条第二項の規定の運用に関する意見</p>	<p>(略)</p> <p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>
<p>七 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>一 法第二十三条第一項第二号に掲げる原子炉又は同項</p>	<p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>

第六十四条 法第七十二条第五項の規定により文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣が連絡しなければならぬ者は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる者とする。

<p>第四号若しくは第五号に掲げる原子炉（船舶に設置するものに限る。）に係る原子炉設置者（当該原子炉を設置しようとする者及び当該原子炉に係る旧原子炉設置者等を含む。次号において同じ。）について法第七十二条第五項に規定する規定による処分、届出の受理その他の行為（以下この条において「処分等」という。）をした場合</p>	
<p>二 原子炉であつて前号に規定するもの以外のものうち文部科学大臣又は経済産業大臣が告示で定めるものに係る原子炉設置者について法第七十二条第五項に規定する規定による処分等をした場合</p>	<p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>
<p>三 （略）</p>	<p>（略）</p>
<p>四 （略）</p>	<p>（略）</p>
<p>五 製錬施設、加工施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等（以下この条において「製錬施設等」という。）のうち文部科学大臣若しくは経済産業大臣が告示で定めるものに係る製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者（製錬の事業を行おうとする者、加工の事業を行おうとする者、使用済燃料の貯蔵の事業を行おうとする者、再処理の事業を行おうとする者、廃棄の事業を行おうとする者又は核燃料物質を使用しようとする者を含む。第八号において同じ。）について法第七十二条第五項に規定する規定による処分等をした場合</p>	<p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>

六 (略)	(略)
七 (略)	(略)
八 (略)	(略)
九 (略)	(略)
十 (略)	(略)
十一 (略)	(略)
十二 その使用し、又は使用しようとする施設が文部科学大臣が告示で定める施設に該当する核原料物質使用者又は核原料物質を使用しようとする者について法第五十七条の八第一項又は第三項の規定による届出を受理した場合	国家公安委員会及び海上保安庁長官
十三 (略)	(略)

- (経済産業省又は国土交通省の職員に行わせることができる事務等)
- 第六十五条 文部科学大臣が法第七十四条の二第二項の規定により保障措置検査を行わせることができる経済産業省又は国土交通省の職員は、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四百四条第一項に規定する電気工業物検査官又は船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第十四条に規定する船舶検査官とする。
- 2 文部科学大臣は、法第七十四条の二第二項の規定により経済産業省又は国土交通省の職員に保障措置検査を行わせようとするときは、当該職員及び当該事務の範囲について、あらかじめ、経済産業大臣又は国土交通大臣の同意を得なければならぬ。
- 3 文部科学大臣が法第七十四条の二第三項の規定により経済産業省又は国土交通省の職員に行わせることができる事務は、次に掲げるものとする。
- 一・二 (略)

4 第一項及び第二項の規定は、文部科学大臣が法第七十四条の二第三項の規定により経済産業省又は国土交通省の職員に前項に規定する事務を行わせる場合について準用する。

別表第一（第六十六条関係）

番号	手数料を納付すべき者	金額
(略)	(略)	(略)
六十七	<p>法第五十九条第二項の確認（運搬する物に係るものに限る。）を受けようとする者</p> <p>イ 承認容器以外の容器の使用により核燃料物質等（第四十八条の表第一号イに規定するもの（主務省令で定めるものを除く。）に限る。）を運搬しようとする者</p> <p>ロ 二 (略)</p>	<p>百三万二百円（電子申請等による場合にあっては、百二万八千八百円）</p>
六十八	(略)	(略)
六十九	<p>法第五十九条第三項の承認を受けようとする者</p> <p>イ 核燃料物質等（第四十八条の表第一号イに規定するもの（主務省令で定めるものを除く。）に限る。）の運搬に使用する容器について承認を受けようとする者</p> <p>ロ (略)</p>	<p>七十万二千六百円（電子申請等による場合にあっては、七十万三千三百円）</p>
(略)	(略)	(略)
番号	溶接物検査を受けようとする物	金額

別表第二（第六十六条関係）

(略)	五 工場又は事業所の構内のうち放射線管理のため人の出入り等の管理が行われている区域であつて主務省令で定めるものの内において改造又は修理のための溶接について法第十六条の四第一項、第二十八条の二第一項、第四十三条の十第一項、第四十六条の二第一項、第五十一条の九第一項又は第五十五条の三第一項の溶接検査を受ける物	(略)	(略)	三の項又は四の項の額の二倍の額	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 3 4（略）

5 この法律において「発電用原子炉」とは、発電の用に供する原子炉であつて研究開発段階にあるものとして政令で定める原子炉以外の試験研究の用に供する原子炉及び船舶に設置する原子炉を除くものをいう。

6 この法律において「特定核燃料物質」とは、プルトニウム（プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。）、ウラン二二三三、ウラン二二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率を超えるウランその他の政令で定める核燃料物質をいう。

7 8（略）

9 この法律において「再処理」とは、原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質（以下「使用済燃料」という。）から核燃料物質その他の有用物質を分離するために、使用済燃料を化学的方法により処理することをいう。

10 12（略）

(指定の取消し等)

第十条 原子力規制委員会は、製錬事業者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第三条第一項の指定を取り消すことができる。

2 原子力規制委員会は、製錬事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 十三 (略)  
(事業の許可)

第十三条 加工の事業を行おうとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならぬ。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 (略)

二 加工設備及びその附属施設(以下「加工施設」という。)を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

三 四 (略)  
(許可の取消し等)

第二十条 原子力規制委員会は、加工事業者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第十三条第一項の許可を取り消すことができる。

2 原子力規制委員会は、加工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 十九 (略)  
(施設の使用の停止等)

第二十一条の三 原子力規制委員会は、加工施設の性能が第十六条の五第二項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は加工施設の保全若しくは加工設備の操作若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反しているとき、又は加工事業者に対する措置が前条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反しているとき、加工事業者に対し、加工施設の使用の停止、改造、修理又は移転、加工設備の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

2 原子力規制委員会は、防護措置が前条第二項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反しているとき、加工事業者に対し、是正措置等を命ずることができる。

(原子炉の廃止に伴う措置)

第四十三條の三の二 (略)

2 (略)

3 第十二條の六第三項から第九項までの規定は、原子炉設置者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第四十三條の三の二第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第四十三條の三の二第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第四十三條の三の二第二項」と、同条第七項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は原子炉」と、同条第九項中「第三條第一項の指定」とあるのは「第二十三條第一項の許可は、第四十三條の三の二第二項の認可に係る原子炉について」と読み替えるものとする。

(許可の取消し等に伴う措置)

第四十三條の三の三 (略)

2 (略)

3 (略)

4 第十二條の七第四項から第九項までの規定は旧原子炉設置者等の廃止措置について、第二十二條の九第四項の規定は旧原子炉設置者等について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第四十三條の三の三第二項」と読み替えるほか、第十二條の七第五項中「前條第四項」とあるのは「第四十三條の三の二第三項において準用する前條第四項」と、同条第八項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は原子炉」と、同条第九項中「前條第八項」とあるのは「第四十三條の三の二第三項において準用する前條第八項」と、第二十二條の九第四項中「第一項」とあるのは「第四十三條の三の三第一項」と、「加工事業者」とあるのは「原子炉設置者」と、「第十六條の五」とあるのは「第二十九條」と読み替えるものとする。

(事業の許可)

第四十三條の四 使用済燃料(実用発電用原子炉(発電用原子炉であつて第二條第五項の政令で定める原子炉以外)のもの)をいう。第七十三條において同じ。)その他その運転に伴い原子炉施設内の貯蔵設備の貯蔵能力を超える使用済燃料が生ずるおそれがある原子炉として政令で定めるものに係るものに限る。以下この章並びに第六十條第一項、第七十七條第六号の二及び第七十八條第十六号の二において同じ。)の貯蔵(原子炉設置者、外国原子力船運航者、第四十四條第一項の指定を受けた者及び第五十二條第一項の許可を受けた者が原子炉施設、第四十四條第二項第二号に規定する再処理施設又は第五十二條第二項第七号に規定する使用施設に付随する同項第八号に規定する貯蔵施設において行うものを除くものとし、その貯蔵能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵設備(以下「使用済燃料貯蔵設備」という。)において行うものに限る。以下単に「使用済燃料の貯蔵」という。)の事業を行おうとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受け

なければならぬ。

2 (略)

(許可の取消し等)

第四十三条の十六 原子力規制委員会は、使用済燃料貯蔵事業者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第四十三条の四第一項の許可を取り消すことができる。

2 原子力規制委員会は、使用済燃料貯蔵事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十三条の四第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 十九 (略)

(指定の取消し等)

第四十六条の七 原子力規制委員会は、再処理事業者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第四十四条第一項の指定を取り消すことができる。

2 原子力規制委員会は、再処理事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 十九 (略)

(施設の使用の停止等)

第四十九条 原子力規制委員会は、再処理施設の性能が第四十六条の二の二第二項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は再処理施設の保全、再処理設備の操作若しくは使用済燃料、使用済燃料から分離された物若しくはこれらによつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、再処理事業者に対し、再処理施設の使用の停止、改造、修理又は移転、再処理設備の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

2 (略)

(許可の取消し等)

第五十一条の十四 原子力規制委員会は、廃棄事業者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第五十一条の二第一項の許可を取り消すことができる。

2 原子力規制委員会は、廃棄事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十一条の二第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。



一〇二十一（略）

（施設の使用の停止等）

第五十一条の十七 原子力規制委員会は、特定廃棄物埋設施設若しくは特定廃棄物管理施設の性能が第五十一条の十第二項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設の保全、附属設備若しくは廃棄物管理設備の操作若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬若しくは廃棄（廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設を設置した事業所内の運搬又は廃棄に限る。）に関する措置が前条第一項、第二項若しくは第三項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、廃棄事業者に対し、廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の使用の停止、改造、修理又は移転、附属設備又は廃棄物管理設備の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

2 （略）

（許可の基準）

第五十三条 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 （略）

二 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設（以下「使用施設等」という。）の位置、構造及び設備が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであること。

三 （略）

（変更の許可及び届出）

第五十五条 （略）

2 使用者は、第五十二条第二項第一号又は第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

3 （略）

（許可の取消し等）

第五十六条 原子力規制委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十二条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて核燃料物質の使用の停止を命ずることができる。

一〇十九 （略）

（使用の廃止に伴う措置）

第五十七条の六 （略）

2 （略）

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、使用者の廃止措置について準用する。この場合において、同

条第三項中「前項」とあるのは「第五十七条の六第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第五十七条の六第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第五十七条の六第二項」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第五十二条第一項の許可」と読み替えるものとする。

(許可の取消し等に伴う措置)

第五十七条の七 (略)

2・3 (略)

4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は、旧使用者等の廃止措置について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第五十七条の七第二項」と読み替えるほか、同条第五項中「前条第四項」とあるのは「第五十七条の六第三項において準用する前条第四項」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第五十七条の六第三項において準用する前条第八項」と読み替えるものとする。

(使用の許可及び届出等)

第六十一条の三 国際規制物資を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、文部科学大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 六 (略)

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 五 (略)

3 核原料物質について第一項の許可を受けようとする者は、前項の申請書に第五十七条の八第二項第六号の事項を記載した書類を添付しなければならない。ただし、同条第一項第三号に該当する場合は、この限りでない。

4 九 (略)

(変更の届出)

第六十一条の五 第六十一条の三第一項の許可を受けた者(以下「国際規制物資使用者」という。)は、同条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、あらかじめその旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

2 国際規制物資使用者は、第六十一条の三第二項第一号又は第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第六十一条の六 文部科学大臣は、国際規制物資使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十一条の三第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて国際規制物資の使用の停止を命ずることができる。

一 三 (略)

(使用の廃止等の届出)

第六十一条の九の二 国際規制物資使用者は、国際規制物資のすべての使用を廃止したときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

2 (略)

3 国際規制物資使用者が解散したときの清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者又は死亡したときの相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

(危険時の措置)

第六十四条 (略)

1 (略)

2 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第一項の場合又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害発生の急迫した危険がある場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、次に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物物理施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設の停止、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の所在場所の変更その他核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

一 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者(旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等及び旧使用者等を含む。)並びにこれらの者から運搬を委託された者  
原子力規制委員会(第五十九条第一項に規定する運搬に係る場合にあつては同項に規定する区分に応じ原子力規制委員会又は国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣)

二 受託貯蔵者 原子力規制委員会

(特定原子力施設の指定)

第六十四条の二 原子力規制委員会は、原子力事業者等がその設置した製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物物理施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設において前条第一項の措置(同条第三項の規定による命令を受けて措置を講じた場合の当該措置を含む。)を講じた場合であつて、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害を防止するため、又は特定核燃料物質を防護するため、当該設置した施設の状況に応じた適切な方法により当該施設の管理を行うことが特に必要であると認めるときは、当該施設を、保安又は特定核燃料物質の防護につき特別の措置を要する施設(以下「特定原子力施設」という。)として指定することができる。

2 原子力規制委員会は、特定原子力施設を指定したときは、当該特定原子力施設に係る原子力事業者等（次条において「特定原子力事業者等」という。）に対し、直ちに、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該特定原子力施設に関する保安又は特定核燃料物質の防護のための措置を実施するための計画（以下「実施計画」という。）の提出を求めるものとする。

3・4 （略）  
（実施計画）

第六十四条の三 特定原子力事業者等は、前条第一項の指定があつたときは、同条第二項の規定により示された事項について実施計画を作成し、同項の規定により示された期限までに原子力規制委員会に提出して、その認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けた特定原子力事業者等は、その認可を受けた実施計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3・8 （略）  
（処分等についての同意等）

第七十一条 （略）

8 この法律に定めるもののほか、この法律の規定により原子力規制委員会、文部科学大臣若しくは国土交通大臣又は機構が処分、届出の受理その他の行為（政令で定めるものに限る。）をした場合における原子力規制委員会、文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣への通報その他の手続については、政令で定める。

○独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「原子炉」とは、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉をいう。

2・4 （略）

5 この法律において「高速増殖炉」とは、原子炉のうち、その原子核分裂の連鎖反応が主として高速中性子により行われるものであって、核燃料物質のうち政令で定めるものの当該連鎖反応に伴い生成する量のその消費する量に対する比率が一を超えるものをいう。

6・7 （略）

○放射線審議会令（昭和三十三年政令第三百三十五号）（抄）

（専門委員）

第一条（略）

2 専門委員は、放射線障害の防止に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

3・4（略）

（幹事）

第三条 審議会に幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、文部科学大臣が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

第四条（略）

（庶務）

第五条 審議会の庶務は、文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課において処理する。

第六条（略）

○原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十四号）（抄）

（原子炉の運転等）

第一条（略）

一（略）

二 次に掲げる核燃料物質の加工

イ ウラン二三五及びウラン二三八に対するウラン二三五の比率が天然の比率をこえ百分の五に達しないウラン及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつてウラン二三五の量が二千グラ

ム以上のもの

ロ・ハ（略）

三・五（略）

- 六 前各号に掲げる行為が行われる工場又は事業所の外においてそれぞれ当該行為に付随して次に掲げる物の運搬、貯蔵又は廃棄（前各号に掲げる行為が行われる他の原子力事業者の工場又は事業所において当該他の原子力事業者がそれぞれ当該行為に付随してするものに該当する場合におけるものを除く。）
- イ 第二号イからハまでに掲げる核燃料物質
  - ロ 規制法第二条第八項に規定する使用済燃料
  - ハ 核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）

○電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）（抄）

（費用の負担の特例等）

第三条 法第四十一条第一項の政令で定める物件の設置は、次の各号に掲げる工事による物件の設置であつて、その設置により法第三十九条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合しないこととなる電気工作物について次の各号に規定する法律が適用され又は準用される場合におけるものとする。

一 七（略）

2 経済産業大臣が法第四十一条第三項の規定により協議しなければならない関係大臣は、裁定に係る者の事業を所管する大臣とする。

（報告の徴収）

第八条 法第百六条第一項の規定により経済産業大臣が原子力発電工作物を設置する者に対し報告又は資料の提出をさせることができる事項は、その原子力発電工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項とする。

2 4（略）

○人事管理官を置く機関を指定する政令（昭和四十年政令第二百六十一号）（抄）

- 一 国家公務員法第二十五条第一項の政令で指定する機関は、次のとおりとする。
  - 一 会計検査院
  - 二 人事院
  - 三 内閣官房及び内閣法制局
  - 四 宮内庁並びに内閣府及び各省の外局

五 経済産業省資源エネルギー庁原子力安全・保安院

○行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）（抄）

第一条 行政機関の職員に定員に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
内閣府	一三、七二五人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	二、二〇〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
厚生労働省	三二、二一四人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	八、五一九人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
（略）		

環境省	一、五二一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
合計	二九四、五二六人	

2・3 (略)

○大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）（抄）

（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）

第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるものとする。

一、六 (略)

七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三条第二項第二号の製錬施設、同法第十三条第二項第二号の加工施設、同法第二十三条第二項第五号の原子炉施設、同法第四十三条の四第二項第二号の使用済燃料貯蔵施設、同法第四十四条第二項第二号の再処理施設又は同法第五十三条第三号の使用施設等（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号）第四十二条に規定する核燃料物質の使用施設等に限る。）  
八、二十三 (略)

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）（抄）

（関係行政機関）

第一条 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「法」という。）第三条第七号の政令で定める機関は、別表のとおりとする。

別表（第一条関係）

内閣府  
国家公安委員会



警察庁  
金融庁  
消費者庁  
総務省  
消防庁  
法務省  
外務省  
財務省  
国税庁  
文部科学省  
文化庁  
厚生労働省  
農林水産省  
林野庁  
水産庁  
経済産業省  
資源エネルギー庁  
国土交通省  
観光庁  
気象庁  
海上保安庁  
環境省  
防衛省

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）  
（抄）

（支援給付に係るその他の法令の適用）  
第二十二條 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に

定めるところによる。

一〇七 (略)

八 独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）第十七条の規定の適用については、同条中「第四十九条」とあるのは、「第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）」とする。

九〇二十一 (略)

二十二 独立行政法人放射線医学総合研究所法第十七条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令（平成十二年政令第三百二十七号）第一条の規定の適用については、同条の表中「第四十九条」とあるのは、「第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）」とする。

二十三〇二十五 (略)

○独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）（抄）

（他の法令の適用）

第十九条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条及び看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）第十三条並びにこれらの規定に基づく政令の規定並びに生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定の適用については、研究所は、国とみなす。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

○周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）（抄）

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の政令で定め

る機関は、次のとおりとする。

一 〇二十四 (略)

二十五 防衛省

○原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）（抄）

（原子力事業者から除かれる者の指定）

第一条 主務大臣は、原子力災害対策特別措置法（以下「法」という。）第二条第三号イからへまでに掲げる者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者について、同号の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）をすることができる。ただし、その者が原子炉の運転等のための施設を使用しない期間内に当該施設において原子力災害が発生する蓋然性にかんがみ指定をすることが適当でないときは、この限りでない。

一・二 (略)

2 主務大臣は、法第二条第三号イからへまでに掲げる者が前項各号のいずれかに該当しているかどうかを調査するため、これらの者に対し、その業務に関する報告を求めることができる。

3 (略)

4 主務大臣は、指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

一 〇三 (略)

5 (略)

（原子力事業者防災業務計画の協議）

第二条 法第七条第二項の規定による協議は、原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正しようとする日の六十日前までに、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事に原子力事業者防災業務計画の案を提出して行うものとする。この場合において、原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正しようとする日を明らかにするものとする。

2 所在都道府県知事又は関係隣接都道府県知事は、法第七条第二項の規定による意見の聴取を行うため、相当の期限を定めて、前項の規定により提出を受けた原子力事業者防災業務計画の案の写しを関係周辺市町村長に送付するものとする。

（関係周辺市町村長の要件）

第三条 法第七条第二項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 当該市町村の区域につき当該原子力事業所に係る原子力災害に関する地域防災計画等（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号イ又はハに掲げるものを除く。）が作成されていること。

二 前号に掲げるもののほか、当該原子力事業所の区域との距離その他の事情を勘案し、当該市町村の区域につき当該原子力事業所に係る原子力災害の発生又は拡大の防止を図ることが必要であると所在都道府県知事又は関係隣接都道府県知事が認めること。

三 前二号に掲げるもののほか、地域防災計画等（災害対策基本法第二条第十号ロ又はニに掲げるものを除く。）の的確かつ円滑な実施を推進するため当該市町村の協力が必要であると所在都道府県知事又は関係隣接都道府県知事が認めること。

（通報すべき事象）

第四条 （略）

2 （略）

3 前項の定めるところにより検出された放射線量が法第十一条第一項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて第一項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が一时间当たり一マイクロシーベルト以上であるときは、法第十条第一項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において主務省令で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。

4 法第十条第一項の政令で定める事象は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 （略）

二 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第一項に規定する放射線量に相当するものとして主務省令で定める基準以上の放射性物質が主務省令で定めるところにより検出されたこと。

三 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として主務省令で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が主務省令で定めるところにより検出されたこと。

イ （略）

ロ 当該場所におけるその放射能水準が一时间当たり五マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとし

て主務省令で定める基準以上の放射性物質

四 事業所外運搬に使用する容器から一米ートル離れた場所において、一時間当たり百マイクロシーベルト以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。

五 前各号に掲げるもののほか、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第二十三条第一項第一号に掲げる原子炉（第六条第四項第四号において「実用発電用原子炉」という。）の運転を通常の中性子吸収材の挿入により停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象として主務省令で定めるもの

六 （略）

（原子力緊急事態）

第六条 法第十五条第一項第一号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係隣接都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であつて法第十一条第一項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。

2・3 （略）

4 法第十五条第一項第二号の原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものは、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 第四条第四項第二号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第一号に定める放射線量に相当するものとして主務省令で定める基準以上の放射性物質が主務省令で定めるところにより検出されたこと。

二 第四条第四項第三号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が一時間当たり五百マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして主務省令で定める基準以上の放射性物質が主務省令で定めるところにより検出されたこと。

三 （略）

四 前三号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉の運転を非常用の中性子吸収材の注入によつても停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態の発生を示す事象として主務省令で定めるもの

（報告）

第九条 法第三十一条の規定により主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長又は関係隣接都道府県知事が原子力事業者に対し報告させることができる事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

(主務省令への委任)

第十一条 この政令に定めるもののほか、法第七条第三項の届出の手續及び法第三十二条第二項の身分を示す証明書の様式は、主務省令で定める。

○原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 原子力災害 原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

二 十二 (略)

(原子力事業者防災業務計画)

第七条 (略)

2 原子力事業者は、前項の規定により原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該原子力事業所の区域を管轄する都道府県知事（以下「所在都道府県知事」という。）、当該原子力事業所の区域を管轄する市町村長（以下「所在市町村長」という。）並びに当該原子力事業所の区域を含む市町村に隣接する市町村を包括する都道府県及びこれに準ずるものとして政令で定める要件に該当する都道府県の都道府県知事（所在都道府県知事を除く。以下「関係周辺都道府県知事」という。）に協議しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長（その区域につき当該原子力事業所に係る原子力災害に関する地域防災計画等（災害対策基本法第二条第十号イ又はハに掲げるものを除く。）が作成されていることその他の政令で定める要件に該当する市町村の市町村長（所在市町村長を除く。）をいう。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

3・4 (略)

(原子力災害対策本部長の権限)

第二十条 (略)

2 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域及び原子力災害事後対策実施区域における緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者に対し、必要な指示をすることができる。

3（略）

（国に対する適用除外）

第三十六条 第三十三条及び次章の規定は、国に適用しない。

○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一（略）

十 地域防災計画 一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。

イ（略）

ロ 市町村地域防災計画 市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの

ハ（略）

ニ 市町村相互間地域防災計画 二以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの

○独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）（抄）

（積立金の処分に係る承認の手続）

第五条 別表の第一欄に掲げる独立行政法人は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同表の第二欄に掲げる規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を当該規定に規定する大臣（以下「主務大臣」という。）に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、当該規定による承認を受けなければならない。

- 一 別表の第二欄に掲げる規定による承認を受けようとする金額
- 二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の別表の第三欄に掲げる命令で定める書類を添付しなければならない。

(国庫納付金の納付の手續)

2 第六条 別表の第一欄に掲げる独立行政法人は、同表の第四欄に掲げる規定に規定する残余があるときは、当該規定による納付金(以下「国庫納付金」という。)の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを主務大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 主務大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があつたときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

(国庫納付金の帰属する会計)

2 第八条 別表の第一欄に掲げる独立行政法人の国庫納付金は、同表の第五欄に掲げる会計に帰属する。

2 前項の規定にかかわらず、別表の第一欄に掲げる独立行政法人が通則法第四十六条の規定による交付金(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項第四号の規定に基づき補助金等として指定されたものを除く。)であつて平成二十三年年度の一般会計補正予算(第三号)及び平成二十四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第二百二十二条第二項に規定する復興施策に関する業務を行う場合における当該復興施策に関する業務に係る国庫納付金は、東日本大震災復興特別会計に帰属する。

別表(第五条、第六条、第八条関係)

一	(略)	独立行政法人原子力安全基盤機構
二	(略)	独立行政法人原子力安全基盤機構法(平成十四年法律第七十九号)第十五条第一項
三	(略)	経済産業省令
四	(略)	同条第三項
五	(略)	一般会計(同法第十四条第一号及び第二号の業務に係る勘定における国庫納付金にあつて



(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	はエネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定)
-----	-----	-----	-----	-----	------------------------

○独立行政法人放射線医学総合研究所法第十七条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令（平成十二年政令第三百二十七号）（抄）

（技術的読替え）

第一条 独立行政法人放射線医学総合研究所法第十七条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。  
（略）

○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第百五号）（抄）

（原子力発電と密接な関連を有する施設）

第二条 法第二条の原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 実用発電用原子炉（核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第二十三条第一項第一号に規定する実用発電用原子炉をいい、前条に規定する者が設置するものに限る。次号及び第三号において同じ。）に燃料として使用される核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。第三号において同じ。）の加工施設（原子炉等規制法第十三条第二項第二号に規定する加工施設をいう。）

二 実用発電用原子炉に係る安全性に関する研究の用に供する原子炉（機構が設置するものに限る。）及び原子炉等規制法第二十三条第一項第三号に該当する高速増殖炉（独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第二条第五項に規定する高速増殖炉をいい、機構が設置するものに限る。）

三 (略)

四 発電用原子炉（原子炉等規制法第二十三条第一項第一号及び第四号に掲げる原子炉をいい、前条に規定す

る者が設置するものに限る。)及び第二号に掲げる施設に燃料として使用された核燃料物質(第六号において「使用済燃料」という。)の再処理施設(原子炉等規制法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設をいう。)

五 〇七 (略)

○行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成十三年政令第三百二十三号)(抄)

(法第九条の政令で定める政策)

第三条 法第九条の政令で定める政策は、次に掲げる政策とする。ただし、事前評価の方法が開発されていないものその他の事前評価を行わないことについて相当の理由があるものとして総務大臣並びに当該政策の企画及び立案をする行政機関の長(法第二条第一項第二号に掲げる機関にあっては内閣総理大臣、同項第四号に掲げる機関にあっては総務大臣)が共同で発する命令で定めるものを除く。

一 〇八 (略)

○行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関たる内閣府(次号に掲げる機関を除く。)

二 官内庁及び内閣府設置法第四十九条第一項に規定する機関(国家公安委員会にあっては、警察庁を除く。)並びに警察庁

三 各省(総務省にあっては次号に掲げる機関、環境省にあっては第五号に掲げる機関を除く。)

四 公害等調整委員会

五 原子力規制委員会

2 (略)

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成十五年政令第二百五十二号)(抄)

(指定行政機関)

第一条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。

一 二十一 (略)

二十二 原子力安全・保安院

二十三 二十九 (略)

○ 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）  
(抄)

(対策計画を作成すべき施設又は事業)

第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。

一 六 (略)

七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三条第二項第二号の製錬施設、同法第十三条第二項第二号の加工施設、同法第二十三条第二項第五号の原子炉施設、同法第四十三条の四第二項第二号の使用済燃料貯蔵施設、同法第四十四条第二項第二号の再処理施設又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第二条に規定する防護対象特定核燃料物質を取り扱う同法第五十三条第三号の使用施設等

八 二十四 (略)

○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第三百二十七号）(抄)

(対策計画を作成すべき施設又は事業)

第三条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設

にあつては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。

一〇六（略）

七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第三条第二項第二号に規定する製錬施設、同法第十三条第二項第二号に規定する加工施設、同法第二十三条第二項第五号に規定する原子炉施設、同法第四十三条の四第二項第二号に規定する使用済燃料貯蔵施設、同法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第二条に規定する防護対象特定核燃料物質の取扱いを行う同法第五十三条第三号に規定する使用施設等

八〇二十四（略）

○次世代育成支援対策推進法施行令（平成十五年政令第三百七十二号）（抄）

1 次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）第十九条第一項の国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

（略）	（略）
国家公安委員会及び中央労働委員会以外の各外局の長	国家公安委員会及び中央労働委員会以外の各外局の職員（原子力安全・保安院の職員を除く。）
（略）	（略）
原子力安全・保安院長	原子力安全・保安院の職員
（略）	（略）

○国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）

（他の法令の準用）

第二十二條 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。

一 三十三條（略）

三十七 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第三十九條

三十八 六十二（略）

2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
原子力災害対策特別措置法第三十九條	第三十三條及び次章	第三十三條
（略）	（略）	（略）

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）

（危険物質等に係る武力攻撃災害を防止するため緊急に講ずべき措置）

第二十九條 法第百三十三條第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める区分は、次の表の上欄に掲げる物質の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に定める区分とし、同項の政令で定める措置は、当該区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める措置とする。

物質の種類	(略)	区 分	(略)	措 置	(略)
前条第六号に掲げる物質	文部科学大臣（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六条第一項に規定する製錬事業者（同法第十二条の七第一項に規定する旧製錬事業者等を含む。）が所持するものにあつては、経済産業大臣）	法第百三条第三項各号に掲げる措置	(略)	(略)	(略)

（通報手続）

第三十条 法第百五条第一項前段の規定による通報の手続については、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十条第一項の規定に基づく主務省令及び原子力事業者防災業務計画の定めによる。

○独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号）（抄）

（法第十七条第一項第五号イに規定する政令で定める施設）

第七条 法第十七条第一項第五号イに規定する原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号。以下この条において「原子炉等規制法」という。）第二十三条第一項第一号に規定する実用発電用原子炉をいう。以下この条において同じ。）に燃料として使用される核燃料物質の加工施設（原子炉等規制法第十三条第二項第二号に規定する加工施設をいう。第十九条において同じ。）で文部科学省令・経済産業省

令で定めるもの  
二（四）（略）

○特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）（抄）

（電源立地対策及び電源利用対策に係る財政上の措置等）

第五十一条 法第八十五条第四項に規定する財政上の措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一（略）

二 整備法第二条に規定する発電用施設（以下この条において「発電用施設」という。）のうち原子力発電施設若しくは原子力発電電に使用される核燃料物質の再処理施設（以下この条において「再処理施設」という。）その他の原子力発電と密接な関連を有する施設（以下この節において「原子力発電施設等」と総称する。）、加工施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第三十条第二項に規定する加工施設（発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）以下この項において「整備法施行令」という。）第三条第八号から第十号までに該当するものを除く。）をいう。以下この号及び第十九号並びに第六項第六号及び第十三号において同じ。）又は試験研究炉等（同法第二十三条第一項第三号に規定する試験研究の用に供する原子炉又は同法第五十三条第三号に規定する使用施設等であつて、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二条第四号に規定する原子力事業所に設置されるもののうち、整備法施行令第三条第一号、第二号、第六号、第七号又は第十号に該当するもの以外のものをいう。以下この号において同じ。）の設置が、その区域内において行われ、若しくは予定されている都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県（次条第一項各号の定めるところによりイ又はニに掲げる交付金の交付に関する事務を行う所管大臣が定める基準に適合するものに限る。）に対して行うイ又はニに掲げる交付金の交付、原子力発電施設等の設置が、その区域内において行われ、若しくは予定されている都道府県（以下この号及び第六号において「所在都道府県」という。）又は所在都道府県に隣接する都道府県（次条第一項各号の定めるところによりロ又はハに掲げる交付金の交付に関する事務を行う所管大臣が定める基準に適合するものに限る。）に対して行うロ又はハに掲げる交付金の交付、再処理施設であつて文部科学大臣が定める規模以上のもの（ホにおいて「大型再処理施設」という。）の設置がその区域内において行われ、又は予定されている都道府県に対して行うホに掲げる交付金の交付、所在都道府県に対して行うヘに掲げる交付金の交付、所在都道府県又は原子力発電施設等の設置がその区域内において行われ、若しくは予定されている市町村（ト及び第十七号ロにおいて「所在市町村」という。）に隣接する市町村（整

備法第四条第七項の規定による同意を得た同条第一項前段に規定する公共用施設整備計画が同項後段の規定により作成された場合にあつては同項後段に規定する市町村に該当する市町村を含み、整備法第十条第三項の規定による同意を得た同条第一項に規定する利便性向上等事業計画が同条第四項において準用する整備法第四条第一項後段の規定によつて作成された場合にあつては同項後段に規定する市町村に該当する市町村を含む。ト及び第十七号において「隣接市町村」という。）をその区域に含む都道府県に対して行うトに掲げる交付金の交付、所在都道府県若しくは原子力発電施設（独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するものを除く。）の設置（電気の安定供給の確保のため当該施設の設置が特に重要と認められるものに限る。）がその区域内において見込まれる都道府県又は原子力に関する知識の普及に係る事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人に対して行うチに掲げる交付金の交付及び原子力その他のエネルギーに関する教育に係る環境の整備を行う都道府県に対して行うリに掲げる交付金の交付

イ（ハ）（略）

ニ 原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合の緊急時における当該原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等の周辺の地域の住民の安全の確保のためにあらかじめ講ぜられる措置に要する費用に充てるための交付金

ホ（略）

ヘ 原子力発電施設等の周辺の地域の住民に対する原子力発電に関する知識の普及、これらの地域の住民の安全の確保に関する調査並びにこれらの施設の設置及び当該設置後における安全性に関する連絡調整（トにおいて「広報・安全等対策」という。）に要する費用（イ及びチに規定する費用に該当するものを除く。以下この号において同じ。）に充てるための交付金

ト 所在市町村又は隣接市町村が行う広報・安全等対策に要する費用についてこれらの市町村をその区域に含む都道府県が行う交付金の交付に要する費用に充てるための交付金

チ（略）

三 原子力発電施設等の安全の確保のために行われる措置若しくは業務、第六号に掲げる措置又は第九号に規定する放射線監視に従事し、又は従事することが予定されている者のための研修の実施に要する費用に係る補助金又は委託費の交付

四 本邦外に設置され、又はその設置が見込まれる原子力発電施設の安全の確保に関する業務に従事する者との原子力発電施設の安全性の向上に関する技術の交流（当該交流のために行う設備の設置を含む。）に要する費用に係る補助金又は委託費の交付

五 発電用施設のうち原子力発電施設等、地熱発電施設若しくは火力発電施設の安全性、原子力発電に使用される核燃料物質の運搬容器若しくは原子力発電施設等から生ずる使用済燃料の運搬容器の安全性又は放射性



廃棄物の廃棄に係る安全性を実証するために要する費用に係る補助金又は委託費の交付

六 原子力発電施設等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合における当該原子力発電施設等の周辺の地域の住民の安全の確保のために講ぜられる措置（所在都道府県又は所在都道府県に隣接する都道府県（当該原子力発電施設等の設置がその区域内において行われ、又は予定されている市町村に隣接する市町村をその区域に含むものに限る。）の地域に係る地域防災計画（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に掲げる地域防災計画をいう。）に定めるものに限る。）に関する調査に要する費用に係る委託費の交付

七 発電用施設のうち、原子力発電施設（独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するものに限る。）及び再処理施設その他の原子力発電と密接な関連を有する施設（整備法施行令第三条第六号及び第七号に掲げる施設を除く。）の運転の管理に係る安全性に関する調査に要する費用に係る委託費の交付

八 原子力発電施設等の安全の確保のための規制に関する知識の普及に要する費用に係る委託費（第二十五号に該当するものを除く。）の交付

九 十四（略）

十五 立地市町村等（発電の用に供する施設の設置が行われ、若しくは行われることが見込まれる市町村、これに隣接する市町村若しくは当該隣接する市町村に隣接する市町村又はこれらの市町村をその区域内に含む都道府県をいう。以下この号及び第二十三号において同じ。）における発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資する知識の普及又は次に掲げる措置若しくは事業（次条第一項第四号の定めるところにより当該措置又は事業に係る交付金の交付に関する事務を行う所管大臣が発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要であると認めるものに限る。）に要する費用に充てるため当該立地市町村等に対して行う交付金（第一号に該当するものを除く。）の交付

イ ト（略）

十六 地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局を含む。以下この号及び第二十三号において同じ。）が整備法第七条の規定に基づく交付金の交付を受けて整備した公共施設（整備法第四条第一項に規定する公共施設をいう。第二十三号において同じ。）の運営に要する費用に充てるため当該地方公共団体に対して行う交付金の交付

十七 次に掲げる事務費に充てるための交付金の交付

イ（略）

ロ 所在市町村又は隣接市町村をその区域に含む都道府県に対して行う第二号トに規定する交付金の交付に要する事務費

ハ 発電の用に供する施設の設置が行われ、若しくは行われることが見込まれる市町村、これに隣接する市

町村又は当該隣接する市町村に隣接する市町村をその区域に含む都道府県に対して行う第十五号に規定する交付金の交付に要する事務費

十八、二十一（略）

二十二 第二十五号へに掲げる施設を使用して行う試験研究（経済産業大臣が原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要であると認めるものに限る。）又は当該試験研究の推進のための措置（経済産業大臣が原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要であると認めるものに限る。）に要する費用に係る補助金又は委託費の交付

二十三 地方公共団体が整備法第七条の規定に基づく交付金の交付を受けて整備した公共用施設又は立地市町村等が第十五号に掲げる交付金の交付を受けて整備した施設の災害復旧事業（他の法令に国の負担又は補助に関し別段の定めがあるものを除く。）に要する費用に係る補助金の交付

二十四、二十五（略）

二十六 次に掲げる施設の設置の必要性に関する知識の普及（ロに掲げる施設にあつては、当該施設の設置が見込まれる地点（電気の安定供給の確保のため当該施設の設置が特に重要と認められる地点に限る。）の周辺の地域の住民に対するものに限る。）、イに掲げる施設の円滑な設置に資するための電力市場に関する調査、イに掲げる施設が設置されている地点若しくはその設置が見込まれる地点（電気の安定供給の確保のため当該施設の設置が特に重要と認められる地点に限る。）の周辺の地域の振興に資する先導的な施策であつて当該地域の特性を生かしたものの普及の促進のために行うモデル事業又はイ若しくはロに掲げる施設が設置されている地点若しくはその設置が見込まれる地点（電気の安定供給の確保のため当該施設の設置が特に重要と認められる地点に限る。）、ハに掲げる施設が設置されている地点若しくはその設置が見込まれる地点若しくは若しくはトに掲げる施設の設置が見込まれる地点の地域をその区域に含む地方公共団体が行う当該地域の振興に関する計画の作成に必要な情報の提供に要する費用に係る委託費の交付

イ・ロ（略）

ハ 発電用施設のうち、再処理施設、軽水型実用発電用原子炉において使用される混合酸化物燃料（ウランの酸化物及びプルトニウムの酸化物を含む核燃料物質をいう。第四項第六号において同じ。）の加工施設、実用ウラン濃縮施設、使用済燃料の貯蔵施設（原子力発電施設、発電用原子炉に燃料として使用された核燃料物質の再処理施設及び試験検査施設、使用済燃料の再処理施設に係る安全性に関する研究の用に供される施設（独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するものに限る。）又は高速増殖炉に燃料として使用された核燃料物質の再処理に必要な技術を実証するための施設（独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するものに限る。）に付随するものを除く。）又は廃棄施設（原子力発電施設から生ずる放射性廃棄物の廃棄施設に限るものとし、原子力発電施設を設置した工場又は事業所内におけるもので、主とし

て当該工場又は事業所において生ずる放射性廃棄物を廃棄するためのものを除く。第三十号において同じ。

二〇ト (略)

二十七 (略)

二十八 第二十六号イからハまで若しくはトに掲げる発電用施設（独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置する再処理施設を除く。）の周辺地域（当該発電用施設の設置がその区域内において行われ、又は予定されている市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域をいう。以下この号において同じ。）又は当該発電用施設の周辺地域に隣接する市町村（経済産業大臣が当該発電用施設の設置及び運転の円滑化に資するためこの号に規定する措置の対象とすることが特に必要であると認めるものに限る。）の区域内において行う工業団地（製造業及びこれに関連する事業に係る工場又は事業場の用に供するための敷地並びにこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地をいう。）の取得、造成、管理又は譲渡に要する資金に充てるための地方債又は借入金について、地方公共団体その他経済産業大臣が定める者に対して行う利子補給金の交付

二十九 (略)

三十 原子力発電、ウラン濃縮、原子力発電に使用される核燃料物質の再処理及び放射性廃棄物の廃棄（以下この号において「原子力発電等」という。）に係る安全性に関する調査その他の原子力発電等に関する調査（発電用施設のうち、原子力発電施設、実用ウラン濃縮施設、再処理施設又は廃棄施設の設置の必要性に関する知識の普及を図るためのものに限る。）に要する費用に充てるための拠出金の拠出

三十一 発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資する独立行政法人原子力安全基盤機構が行う業務に要する費用に充てるため独立行政法人原子力安全基盤機構に対して行う交付金の交付

二 (略)

3 法第八十五条第五項第一号二に規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一・二 (略)

4 法第八十五条第五項第一号ホに規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一〇十二 (略)

5 (略)

6 法第八十五条第五項第三号に規定する措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一〇十二 (略)

十三 原子力発電施設等又は加工施設の利用の促進又は安全の確保に関する調査に要する費用に充てるための拠出金の拠出

(エネルギー対策特別会計の所管大臣の所掌区分等)

第五十二条 エネルギー対策特別会計の管理に関する事務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所管大臣が行うものとする。

一・二 (略)

三 電源開発促進勘定に係る次に掲げる事務 文部科学大臣

イ 前条第一項第二号イ、ロ、ホ及びビに掲げる交付金並びに同項第三号、第九号から第十一号まで、第十八号、第二十一号及び第二十七号に規定する補助金、委託費又は交付金の交付に関する事務

ロ・ハ (略)

四 電源開発促進勘定に係る次に掲げる事務 文部科学省令・経済産業省令で定める区分に応じ、文部科学大臣又は経済産業大臣

イ (略)

ロ 前条第一項第二号ニに掲げる交付金並びに同項第四号、第六号から第八号まで、第十五号、第十九号、第二十号、第二十五号及び第二十六号に規定する補助金、委託費又は交付金の交付並びに同項第二十九号及び第三十号に規定する拠出金の拠出に関する事務

ハ 前条第一項第二号ヘからチまでに掲げる交付金並びに同項第十六号及び第十七号に規定する交付金の交付に関する事務のうち、イに規定する原子力発電施設等に係るもの

ニ 前条第一項第五号に規定する補助金又は委託費の交付に関する事務(次号ニに掲げる事務を除く。)

ホ (略)

五 電源開発促進勘定に係る次に掲げる事務 経済産業大臣

イ (略)

ロ 前条第一項第二号ハに掲げる交付金並びに同項第十二号から第十四号まで、第二十二号から第二十四号まで、第二十八号及び第三十一号に規定する補助金、委託費、交付金又は利子補給金の交付に関する事務

ハ 前条第一項第二号ヘからチまでに掲げる交付金の交付に関する事務のうち、前号イに規定する原子力発電施設等に係るもの以外のもの

ニ 前条第一項第五号に規定する補助金又は委託費の交付に関する事務のうち、地熱発電施設又は火力発電施設の安全性の実証に係るもの

ホ 前条第一項第十六号及び第十七号に規定する交付金の交付に関する事務のうち、前号イに規定する原子力発電施設等に係るもの以外のもの

ヘ 法第八十五条第五項第一号イ及びハに規定する交付金の交付に関する事務

(略)

六 (略)

2 前項各号に掲げる事務以外のエネルギー対策特別会計の管理に関する事務のうち、一般会計からの繰入れ、予備費の管理、法第十一条の規定による余裕金の預託、法第十七条の規定による国債整理基金特別会計への繰入れ、周辺地域整備資金の管理その他エネルギー対策特別会計に属する現金の受入れ又は支払及び同会計全体の歳出に係る支払元受高の管理に関するものは同会計の所管大臣（エネルギー需給勘定に係るものについては文部科学大臣を除き、電源開発促進勘定に係るものについては環境大臣を除く。以下この項において同じ。）が協議して定めるところにより経済産業大臣が行い、その他のものは所管大臣の全部が行うものとする。

（剰余金の周辺地域整備資金への組入れ）  
第五十四条 法第九十二条第三項に規定する費用で政令で定めるものは、第五十一条第一項第二号二、第十五号及び第十六号に掲げる財政上の措置に要する費用とする。

2 法第九十二条第三項に規定する政令で定める金額は、エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上の剰余金のうち、周辺地域整備交付金並びに第五十一条第一項第二号二、第十五号及び第十六号に掲げる財政上の措置に係る歳出予算における支出残額に相当する金額を限度として、財政法第十四条の三第一項及び第四十二条ただし書の規定により繰り越して使用されるものを除いて、周辺地域整備交付金並びに第五十一条第一項第二号二、第十五号及び第十六号に掲げる財政上の措置の見込額等を勘案し、経済産業大臣が財務大臣に協議して定める金額とする。

附 則

（エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定における電源立地対策に係る財政上の措置の特例）

第七条 発電用施設周辺地域整備法及び電源開発促進対策特別会計法の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十八号）附則第二条第一項の規定により同項に規定する新整備法（以下この条において「新整備法」という。）の規定を適用することとされる発電用施設（火力発電施設に限る。）は、同項の規定により新整備法の発電用施設とみなされる間は、第五十一条第一項第五号、第十四号、第十五号イ及び第二十五号口の火力発電施設又は同項第十三号、第二十号及び第二十七号の発電用施設とみなして、この政令の規定を適用する。

○原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）（抄）

（定義）

第三条 この法律において次に掲げる用語は、次の定義に従うものとする。

一 三 (略)

四 「原子炉」とは、核燃料物質を燃料として使用する装置をいう。ただし、政令で定めるものを除く。

五 (略)

(設置)

第三条の三 内閣に、原子力防災会議（以下「会議」という。）を置く。

○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

(目的)

第八十五条 (略)

2 4 (略)

5 この節において「電源利用対策」とは、発電用施設（これと密接な関連を有する施設を含む。以下この項において同じ。）の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための措置（前項及び次項の措置に該当するものを除く。）であつて、次に掲げるものをいう。

一 次に掲げる財政上の措置

イ・ロ

ハ 発電用施設の設置又は改造に係る補助（交付金、委託費その他の給付金の交付を含む。二において同じ。）で政令で定めるもの

ニ 発電用施設の設置又は改造を促進するための技術の開発に係る補助で政令で定めるもの

二・三 (略)

6 この節において「原子力安全規制対策」とは、発電用施設周辺地域整備法第二条に規定する発電用施設のうち原子力発電施設若しくは原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設その他の原子力発電と密接な関連を有する施設、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第十三条第二項第二号に規定する加工施設又は試験研究の用に供する原子炉若しくは同法第五十三条第二号に規定する使用施設等であつて、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二条第四号に規定する原子力事業所に設置されるものに関する安全の確保を図るための措置（独立行政法人原子力安全基盤機構に対する交付金の交付を含む。）で政令で定めるものをいう。

7 (略)

○発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）（抄）

(原子力発電と密接な関連を有する施設)

第三条 法第二条の原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 五 (略)
- 六 発電用原子炉に係る安全性に関する研究の用に供される原子炉 (機構が設置するものに限る。)
- 七 高速増殖炉の実験炉 (機構が設置するものに限る。)
- 八 十四 (略)

○原子力損害の賠償に関する法律 (昭和三十六年法律第四百十七号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において「原子炉の運転等」とは、次の各号に掲げるもの及びこれらに付随してする核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物 (原子核分裂生成物を含む。第五号において同じ。) の運搬、貯蔵又は廃棄であつて、政令で定めるものをいう。

- 一 原子炉の運転
  - 二 加工
  - 三 再処理
  - 四 核燃料物質の使用
  - 四の二 使用済燃料の貯蔵
  - 五 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物 (次項及び次条第二項において「核燃料物質等」という。) の廃棄
- 2 4 (略)

○職員の退職管理に関する政令 (平成二十年政令第三百八十九号) (抄)

(長官、事務次官、事務局長又は局長の職に準ずる職)

第十五条 法第六十六条の四第三項の国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官又は同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職に準ずる職であつて政令で定めるもの

は、平成十三年一月六日以降の職については、次に掲げるものとする。

一 十三 (略)

十四 原子力安全・保安院長

十五・十六 (略)

2 (略)

(局長等としての在職機関に属する役員に類する者)

第十七条 法第六条の第三項の局長等としての在職機関に属する役員に類する者として政令で定めるものは、局長等としての在職機関が前条第一項第六号若しくは第十四号から第十七号まで又は第二項各号に掲げる国の機関である場合における当該在職機関の所掌していた事務を所掌する同条第一項各号に掲げる国の機関(当該在職機関であるものを除く。)に属する職員とする。

(在職していた行政機関等に属する役員に類する者)

第十九条 法第六条の第四項の行政機関等に属する役員に類する者として政令で定めるものは、在職していた行政機関等が次の各号に掲げるものである場合における当該各号に定めるものとする。

一 第十六条第一項第六号、第十四号から第十七号まで及び第二十号並びに第二項各号に掲げる国の機関当該行政機関等の所掌していた事務を所掌する同条第一項各号に掲げる国の機関(当該行政機関等であるものを除く。)に属する職員

二・三 (略)

別表第一(第五条関係)

<p>内閣</p>	<p>郵政民営化委員会に置かれる事務局 行政改革推進本部に置かれる事務局 国家公務員制度改革推進本部に置かれる事務局</p>
<p>内閣府(宮内庁、公正取引委員会、警察庁及び金融庁を除く。)</p>	<p>内閣府設置法第十七条第一項に規定する官房 内閣府設置法第十七条第一項に規定する局 官民競争入札等監理委員会に置かれる事務局 食品安全委員会に置かれる事務局 原子力安全委員会に置かれる事務局 国会等移転審議会に置かれる事務局 情報公開・個人情報保護審査会に置かれる事務局</p>



別表第二（第十二条、第十四条関係）

<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>環境省</p>	<p>地方環境事務所</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>経済産業省</p>	<p>経済産業局 資源エネルギー庁（原子力安全・保安院を除く。） 資源エネルギー庁原子力安全・保安院 特許庁 中小企業庁</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
	<p>公益認定等委員会に置かれる事務局 再就職等監視委員会に置かれる事務局 消費者委員会に置かれる事務局 経済社会総合研究所 迎賓館 北方対策本部 国際平和協力本部に置かれる事務局 日本学術会議に置かれる事務局 官民人材交流センター 沖縄総合事務局 消費者庁 地方分権改革推進委員会に置かれる事務局</p>

	資源エネルギー庁原子力安全・保安院		資源エネルギー庁長官 資源エネルギー庁の次長
	資源エネルギー庁の次長		資源エネルギー庁原子力安全・保安院の職員
(略)		(略)	

○経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）（抄）※原子力規制委員会設置法による改正前の規定

（原子力安全・保安院）

第二十条 資源エネルギー庁に、原子力安全・保安院を置く。

2・3 （略）

4 原子力安全・保安院の長は、原子力安全・保安院長とする。

5・6 （略）

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（再就職者による依頼等の規制）

第六六条の四 職員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者（以下「退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者（以下「退職手当通算離職者」という。）を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年間に在職していた局等組織に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、特定独立行政法人若しくは都道府県と当該営利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

② 前項の規定によるもののほか、再就職者のうち、国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長若しくは

課長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに、離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた局等組織に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

③ 前二項の規定によるもののほか、再就職者のうち、国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官、同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人若しくは都道府県警察（以下「局長等」としての在職機関」という。）に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて局長等としての在職機関の所掌に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

④ 前三項の規定によるもののほか、再就職者は、在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人若しくは都道府県警察（以下この項において「行政機関等」という。）に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、特定独立行政法人若しくは都道府県と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて当該行政機関等においてその締結について自らが決定したもの又は当該行政機関等による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

⑤ 前各項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 試験、検査、検定その他の行政上の事務であつて、法律の規定に基づく行政庁による指定若しくは登録その他の処分（以下「指定等」という。）を受けた者が行う当該指定等に係るもの若しくは行政庁から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場合、又は国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として政令で定めるものを行うために必要な場合

二 行政庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは国、特定独立行政法人若しくは都道府県との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、行政庁の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として政令で定める場合

三 行政手続法第二条第三号に規定する申請又は同条第七号に規定する届出を行う場合

四 会計法（昭和二十一年法律第三十五号）第二十九条の三第一項に規定する競争の手続、特定独立行政法人が公告して申込みをさせることによる競争の手続又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百

三十四条第一項に規定する一般競争入札若しくはせり売りの手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合

五 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合（一定の日以降に公にすることが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。）

六 再就職者が役職員（これに類する者を含む。以下この号において同じ。）に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得て、再就職者が当該承認に係る役職員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合

⑥ 前項第六号の規定による内閣総理大臣が承認する権限は、再就職等監視委員会に委任する。

⑦ 前項の規定により再就職等監視委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができる。

⑧ 再就職等監視委員会が第六項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認（前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。）についての行政不服審査法による不服申立ては、再就職等監視委員会に対して行うことができる。

⑨ 職員は、第五項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたとき（独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときを含む。）は、政令で定めるところにより、再就職等監察官にその旨を届け出なければならない。

○ 標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）（抄）

国家公務員法第三十四条第二項の標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職

				一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十
		<p>五 国家行政組織法第九条に規定する地方支分部局（法律又は政令で定める管轄区域が一の都府県の区域を超え又は道の区域であり、及び部が置かれず、かつ、政令の規定により当該地方支分部局の長を助け、当該地方支分部局の事務を整理する官職が置かれないものに限る。）、「宮内庁の京都市務所及び海洋気象台並びに人事院の事務総局の地方事務局、公正取引委員会の事務総局の地方事務所、中央労働委員会の事務局の地方事務所、産業保安監督部（産業保安監督署を除く。）及び地方海難審判所（次号の内閣府令で定める部局又は機関等を除く。）</p>	<p>一〇四（略）</p>	一〇四（略）
<p>二十二 広域管轄機関の課の長を補佐し、次号又は第二十四号に規定</p>	<p>二十一 広域管轄機関の所掌事務を分掌する課の長の属する職制上の段階</p>	<p>二十 広域管轄機関の長を助け、広域管轄機関の事務を整理する官職の属する職制上の段階</p>	<p>十九 この項第二欄第五号に掲げる部局又は機関等（以下「広域管轄機関」という。）の長の属する職制上の段階</p>	一〇十八（略）
<p>課長補佐</p>	<p>課長</p>	<p>次長</p>	<p>所長</p>	（略）

<p>六 国家行政組織法第九条に規定する地方支分部局（法律又は政令で定める管轄区域が一の都府県の区域であるもの限り、運輸監理部の貨物利用運送事業の発達、改善及び調整等に関する事務をつかさどる部に置かれる内部組織並びに運輸支局の所掌事務を分掌する内部組織を除く。）公安調査事務所、北海道農政事務所、沖縄気象台及び地方気象台並びに内閣府又は各省の内閣府令又は省令で所要のに置かれる地方支分部局であって、部が置かれるもの（これらの地方支分部局の所掌事務を分掌する</p>				
<p>二十六 都府県管轄機関の所掌事務を分掌する職制上の段階</p>	<p>二十五 この項第二欄第六号に掲げる部局又は機関等（以下「都府県管轄機関」という。）の長の属する職制上の段階</p>	<p>二十四 前号に規定する官職の指揮監督を受け、官職の属する職制上の段階</p>	<p>二十三 広域管轄機関の課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階</p>	<p>する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階</p>
<p>部長</p>	<p>所長</p>	<p>係員</p>	<p>係長</p>	

	(略)				
<p>る地方支分部局を除く。)並びに人事院の事務総局の沖縄事務所、那覇産業保安監督事務所、小笠原総合事務所及び地方海難審判所(内閣府令で定める部局又は機関等に限る。)</p>	<p>七 国家行政組織法第九条に掲げるものを除く。)及び沖縄総合事務所の事務所並びに産業保</p>				
	<p>二十七 都府県管轄機関の部の所掌事務を分掌する課の長の属する職制上の段階</p>	<p>二十八 都府県管轄機関の課の長を補佐し、次号又は第三十号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階</p>	<p>二十九 都府県管轄機関の課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階</p>	<p>三十 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階</p>	<p>三十一 内閣府令で定める職制上の段階</p>
	課長	課長補佐	係長	係員	この項第三欄第三十一号の内閣府令で定める職制上の段階に応じ、内閣府令で定める標準的な官職

	安監督署及び国土地理院の支所		
(略)	(略)	(略)	(略)

○原子力損害賠償支援機構法施行令（平成二十三年政令第二百五十七号）（抄）

（実用再処理施設）

第一条 原子力損害賠償支援機構法（以下「法」という。）第三十八条第一項第二号に規定する政令で定めるものは、実用発電用原子炉（核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号。以下この条において「原子炉等規制法」という。）第二十三条第一項第一号に規定する実用発電用原子炉をいう。）において燃料として使用した核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。）に係る再処理（原子炉等規制法第二条第八項に規定する再処理をいう。）を行う再処理施設（原子炉等規制法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設をいう。）であつて試験研究の用に供するもの以外のものとする。

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令（平成二十三年政令第三百九十七号）（抄）

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の政令で定める地域は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十条第三項の規定により原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が都道府県知事に対して行った関係市町村の長若しくは関係事業者等に対し農林水産物（その加工品を含む。以下この号において同じ。）の出荷の制限を要請することの指示又は都道府県知事が関係市町村の長若しくは関係事業者等に対して行った農林水産物の出荷、販売等の制限の要請に係る地域であつて内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣が定める地域



○福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）（抄）

（権限の委任）

- 第七条 法第二十二條第二項に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。
- 2 法第四十五條第二項第一号及び第三号並びに第四十六條第二項第一号及び第三号から第七号までに規定する内閣総理大臣の権限は、復興局長に委任する。
- 3 法第四十六條第二項第三号及び第四号に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。

○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（抄）

（地熱資源開発事業に係る許認可等の特例）  
第四十六條（略）

- 2 福島県知事は、地熱資源開発計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、復興庁令・農林水産省令・経済産業省令・環境省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。
- 一 五（略）
- 六 前項第五号に定める事項（電気事業法第四十八條第一項の規定による届出を要する行為に関する事項に限る。）内閣総理大臣を経由して経済産業大臣に協議をし、その同意を得ること。
- 七（略）

○行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百二十号）（抄）

附 則

1（略）

（定員の期間別の特例）

- 2 新令第一条第一項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期

間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

文部科学省		(略)	内閣府		区分	期間	定員	備考
平成二十三年十一月三日までの間	平成二十四年九月三十日までの間		平成二十三年十一月三日までの間	平成二十四年十一月三十一日までの間	平成二十四年十月一日から同年十一月三十一日までの間	平成二十四年九月三十日までの間	一三、七四〇人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
二、一九九人	二、二四八人	一三、七四一人		一三、七四〇人			うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	
二、一九九人	二、二四八人	一三、七四一人		一三、七四〇人			うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	

(略)

(略)	経済産業省	(略)
	平成二十四年九月三十日までの間	
	八、六〇五人	
		うち、一人は、特別職の職員の定員とする。

○内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（抄）

（大臣官房の所掌事務）

第二条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三十六（略）

三十七 国会等（国会等の移転に関する法律（平成四年法律第九号）第一条に規定するものをいう。第十四条第十号において同じ。）の移転先の候補地の選定及びこれに関連する事項に係る事務の連絡調整に関すること。

三十八 四十四（略）

（政策統括官の職務）

第三条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一・二（略）

三 次に掲げる事務

イウ（略）

キ 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言、同条第三項に規定する緊急事態応急対策に関する事項の指示及び同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言を行うこと並びに第十六条第一項に規定する原子力災害対策本部の設置及び運営に関すること。

ノエ（略）

ヒ 原子力の研究、開発及び利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

モ (略)

(企画調整課の所掌事務)

第十四条 企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十八 (略)

(政策評価広報課の所掌事務)

第十五条 政策評価広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 (略)

五 独立行政法人評価委員会の庶務(国立公文書館分科会、宇宙航空研究開発機構分科会、北方領土問題対策協会分科会及び国民生活センター分科会に係るものを除く。)に關すること。

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第二百十号)(抄)

第二百五条 (略)

2 6 (略)

7 対策本部長は、第二項(第四項において準用する場合を含む。)の規定による報告があつた場合において、武力攻撃に伴つて放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出されることにより、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがあると認めるときは、直ちに、次に掲げる事項の公示をしなければならない。

一 武力攻撃に伴つて原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害(以下この条において「武力攻撃原子力災害」という。)の発生又はその拡大を防止するための応急の対策(以下この条において「応急対策」という。)を実施すべき区域(以下この条において「応急対策実施区域」という。)

2・3 (略)

8 15 (略)

○内閣府独立行政法人評価委員会令(平成十二年政令第三百十七号)(抄)

(組織)

第一条 内閣府の独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)は、委員十三人以内で組織する。

2・3 (略)

(分科会)

第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。

国立公文書館分科会	独立行政法人国立公文書館
宇宙航空研究開発機構分科会	独立行政法人宇宙航空研究開発機構
北方領土問題対策協会分科会	独立行政法人北方領土問題対策協会
国民生活センター分科会	独立行政法人国民生活センター

256 (略)

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、内閣府大臣官房政策評価広報課において総括し、及び処理する。ただし、国立公文書館分科会に係るものについては大臣官房公文書管理課において、宇宙航空研究開発機構分科会に係るものについては内閣府本府に置かれる政策統括官において、北方領土問題対策協会分科会に係るものについては北方対策本部において、国民生活センター分科会に係るものについては消費者庁地方協力課において処理する。

附 則

(分科会の特例)

第二条 委員会に、第五条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、平成二十四年十月三十一日までの間、沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会を置き、同分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構に係るものを処理することとし、同分科会の庶務は、内閣府沖縄振興局総務課において処理する。この場合において、第一条第一項中「十三人」とあるのは「十五人」と、第五条第二項中「前項の表の上欄に掲げる分科会」とあるのは「前項の表の上欄に掲げる分科会及び沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会」とする。

○ 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（抄）

(科学技術・学術政策局の所掌事務)

第七条 科学技術・学術政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一 二十 (略)

二十一 試験研究の用に供する原子炉及び研究開発段階にある原子炉(発電の用に供するものを除く。)並びに核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること。

二十二 原子力の安全の確保のうち科学技術に関するものに関すること。

二十三 放射線による障害の防止に関すること(研究振興局の所掌に属するものを除く。)

二十四 一 二十六 (略)

二十七 科学技術・学術審議会の庶務(海洋開発分科会及び測地学分科会に係るものを除く。)及び放射線審議会の庶務に関すること。

二十八 一 三十 (略)

(科学技術・学術政策局に置く課等)

第五十四条 科学技術・学術政策局に、次の四課並びに計画官一人及び国際交流官一人を置く。

政策課

基盤政策課

産業連携・地域支援課

原子力安全課

(原子力安全課の所掌事務)

第五十八条 原子力安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 試験研究の用に供する原子炉及び研究開発段階にある原子炉(発電の用に供するものを除く。)並びに核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること。

二 原子力の安全の確保のうち科学技術に関するものに関すること。

三 放射線による障害の防止に関すること(研究振興局の所掌に属するものを除く。)

四 (略)

五 放射線審議会の庶務に関すること。

○経済産業省組織令(平成十二年政令第二百五十四号)(抄)

目次

第一章 本省

第一節 (略)

第二節 内部部局

第一款・第二款 (略)

第三款 課の設置等

第一目 (略)

第七目 商務情報政策局 (第八十条―第九十四条)

第三節 審議会等 (第九十五条―第九十七条)

第四節 施設等機関 (第九十八条―第一百一条)

第五節 地方支分部局 (第一百二条・第一百三二条)

第二章 外局

第一節 資源エネルギー庁

第一款 (略)

第二款 内部部局

第一目 長官官房及び部の設置等 (第一百五二条―第一百九二条)

第二目 課の設置等 (第一百〇二条―第一百三〇二条)

第三款 特別の機関 (第一百三二条―第一百三三二条)

附則

(経済産業政策局の所掌事務)

第四条 経済産業政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二十八 (略)

二十九 地方支分部局及び沖縄総合事務局の所掌事務 (沖縄総合事務局にあつては、地方支分部局において所掌することとされている事務に限る。以下同じ。) の運営に関する総合的監督に関すること。

三十 地方支分部局の職員の人事並びに教養及び訓練に関する事務の取りまとめに関すること。

三十一 地方支分部局の機構及び定員に関する事務の取りまとめに関すること。

三十二 地方支分部局の経費の概算の調整及び配賦に関すること。

三十三 地方支分部局所属の行政財産及び物品の管理に関する事務の取りまとめに関すること。

(商務情報政策局の所掌事務)

第九条 商務情報政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十七 (略)

(総括審議官、政策評価審議官、調査統計審議官、地域経済産業審議官、技術総括審議官、商務流通審議官及び審議官)

第十二条 大臣官房に、総括審議官一人、政策評価審議官一人、調査統計審議官一人、地域経済産業審議官一人、技術総括審議官一人、商務流通審議官一人及び審議官二十人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)を置く。

二〇六 (略)

7 商務流通審議官は、命を受けて、経済産業省の所掌事務に関する重要事項のうち商業、商一般、物資の流通及び消費並びに一般消費者の利益の保護に関するものの企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

8 (略)

(参事官)

第十三条 大臣官房に、参事官十三人を置く。

2 (略)

(経済産業政策局に置く課等)

第二十一条 経済産業政策局に、次の十一課及び参事官一人を置く。

経済産業政策課

調査課

産業構造課

産業組織課

産業再生課

産業資金課

企業行動課

地域経済産業政策課

立地環境整備課

産業施設課

地域技術課

(地域経済産業政策課の所掌事務)

第三十条 地域経済産業政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。



一 (略)

二 地域における商鉱工業一般の振興に関すること(商務情報政策局並びに立地環境整備課及び地域技術課の所掌に属するものを除く)。

三・四 (略)

五 地方支分部局及び沖縄総合事務局の所掌事務の運営に関する総合的監督に関すること。

六 地方支分部局の職員の人事並びに教養及び訓練に関する事務の取りまとめに関すること。

七 地方支分部局の機構及び定員に関する事務の取りまとめに関すること。

八 地方支分部局の経費の概算の調整及び配賦に関すること。

九 地方支分部局所属の行政財産及び物品の管理に関する事務の取りまとめに関すること。

(地域技術課の所掌事務)

第三十三条 地域技術課は、地域における商鉱工業一般の振興に関する事務のうち、技術に関するものをつかさどる。

第三十四条 削除

(商務情報政策局に置く課)

第八十条 商務情報政策局に、次の十二課を置く。

情報政策課

情報経済課

情報処理振興課

情報通信機器課

サービス政策課

生活文化創造産業課

ヘルスケア産業課

文化情報関連産業課

流通政策課

商取引・消費経済政策課

商取引監督課

製品安全課

(情報通信機器課の所掌事務)

第八十四条 情報通信機器課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第九条第三号及び第十四号に掲げる事務であつて、次に掲げる物資に関するものに関すること。

二 (略)

(生活文化創造産業課の所掌事務)

第八十六条 生活文化創造産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 第九条第三号及び第十四号に掲げる事務であつて、次に掲げる物資に関するものに関する事

四・六 (略)

(ヘルスケア産業課の所掌事務)

第八十七条 ヘルスケア産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 第九条第三号及び第十四号に掲げる事務であつて、次に掲げる物資に関するものに関する事

医療用器具  
福祉用具

(文化情報関連産業課の所掌事務)

第八十八条 文化情報関連産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・四 (略)

五 第九条第三号及び第十四号に掲げる事務であつて、レコードその他情報記録物に関するものに関する事

六・七 (略)

第三節 審議会等

第九十五条 第九十七号 (略)

第九十六条 (略)

第九十七条 (略)

第二百二条 (略)

2・3 (略)

4 鉱業の区域が二以上の経済産業局(沖縄総合事務局を含む。以下この項及び第三百三十三条第三項において同

じ。)の区域にわたるとき、又は経済産業局の管轄区域の境界が明確でないため鉱業の管轄について疑いを生

じたときは、経済産業大臣が管轄経済産業局を指定する。

5・6 (略)

(原子力安全・保安院の位置)

第三百十一条 原子力安全・保安院は、東京都に置く。

(原子力安全・保安院の内部組織)

第三百十二条 原子力安全・保安院に、次長一人を置く。

2 次長は、院長を助け、原子力安全・保安院の事務を整理する。

3 前項に掲げるもののほか、原子力安全・保安院の内部組織は、経済産業省令で定める。  
 (産業保安監督部等)

第百三十三条 産業保安監督部の名称は、次の表の各号の第二欄に掲げるとおりとし、その位置は、当該各号の第三欄に掲げる経済産業局と同じ位置とし、その管轄区域は、同欄に掲げる経済産業局(第二号から第四号まで)にあつては、同欄及び第四欄に掲げる経済産業局)の管轄区域と同一の区域とする。

2 那覇産業保安監督事務所は、那覇市に置き、その管轄区域は、沖縄県とする。

一	北海道産業保安監督部	北海道経済産業局	
二	関東東北産業保安監督部	関東経済産業局	東北経済産業局
三	中部近畿産業保安監督部	中部経済産業局	近畿経済産業局
四	中国四国産業保安監督部	中国経済産業局	四国経済産業局
五	九州産業保安監督部	九州経済産業局	

3 第百二条第四項の規定により経済産業大臣が管轄経済産業局を指定した鉱業については、次の表の各号の中欄に掲げる管轄経済産業局の区分に応じ、当該各号の下欄に掲げる産業保安監督部又は那覇産業保安監督事務所

一	東北経済産業局及び関東経済産業局	関東東北産業保安監督部
二	中部経済産業局及び近畿経済産業局	中部近畿産業保安監督部
三	中国経済産業局及び四国経済産業局	中国四国産業保安監督部

四	前三号に掲げる経済産業局以外の経済産業局	当該経済産業局と管轄区域が同一である産業保安監督部又は那覇産業保安監督事務所
---	----------------------	--

4 電気に関する事務について特に必要があるときは、経済産業省令で第一項に定める管轄区域と異なる管轄区域を定めることができる。

5 経済産業大臣は、必要があるときは、第一項に定める管轄区域を、臨時に変更することができる。

○産業構造審議会令（平成十二年政令第二百九十二号）（抄）

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
（略）	（略）
割賦販売分科会	割賦販売、ローン提携販売、信用購入あっせん及び前払式特定取引に関する重要事項を調査審議すること。

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）（抄）

（勧告等）

第十七条 経済産業大臣は、液化石油ガス販売事業者の事業の運営が適正を欠いているため、液化石油ガスによる災害の発生を防止又は一般消費者等の利便の確保に支障を生じ、又は生じるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、産業構造審議会の意見を聴いて、当該液化石油ガス販売事業者に対し、必要な

2 措置をとるべきことを勧告することができる。  
(略)

○総合資源エネルギー調査会令（平成十二年政令第二百九十三号）（抄）

（分科会）

第六条 調査会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、調査会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
(略)  電源開発分科会  高圧ガス及び火薬類保安分科会	(略)  電源開発に関する重要事項を調査審議すること。  一 高圧ガス及び火薬類の保安に関する重要事項を調査審議すること。 二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第十七条第一項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

○経済産業省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十三号）（抄）

（分科会）

第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第

十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれの同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。

名称	独立行政法人
(略)  技術基盤分科会	(略)  独立行政法人製品評価技術基盤機構及び独立行政法人原子力安全基盤機構
(略)	(略)

○ 鉦山保安協議会令（平成十六年政令第三百三十号）（抄）

（庶務）

第六条 中央協議会の庶務は資源エネルギー庁原子力安全・保安院において、地方協議会の庶務は産業保安監督部において、処理する。

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

（海事局の所掌事務）

第十三条 海事局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 九 (略)

十 実用船用原子炉及び外国原子力船に設置された原子炉に関する規制に関すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。

十一 十六 (略)

（港湾局の所掌事務）

第十四条 港湾局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一〇 (略)

十二 実用舶用原子炉に係る原子炉の附属施設（船舶外に設置されるものに限る。）に関する規制に関すること。

（安全基準課の所掌事務）

第四百九条 安全基準課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一六 (略)

七 実用舶用原子炉及び外国原子力船に設置された原子炉に関する規制に関する企画及び立案に関すること（港湾局及び海技課の所掌に属するものを除く。）。

八 (略)

（検査測度課の所掌事務）

第五十条 検査測度課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一三 (略)

四 実用舶用原子炉及び外国原子力船に設置された原子炉に関する規制に関すること（港湾局並びに安全基準課及び海技課の所掌に属するものを除く。）。

五 一七 (略)

（海技課の所掌事務）

第五十四条 海技課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 実用舶用原子炉に係る原子炉主任技術者に関すること。

三 一四 (略)

（技術企画課の所掌事務）

第六十一条 技術企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一六 (略)

七 実用舶用原子炉に係る原子炉の附属施設（船舶外に設置されるものに限る。）に関する規制に関すること。

八 一九

○ 環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）（抄）

目次

第一章	秘書官（第一条）
第二章	内部部局
第一節	大臣官房及び局の設置等（第二条―第七条）
第二節	特別な職の設置等（第八条―第十条）
第三節	課の設置等
第一款	大臣官房（第十一条―第十八条）
第二款	総合環境政策局（第十九条―第二十五条）
第三款	地球環境局（第二十六条―第二十九条）
第四款	水・大気環境局（第三十条―第三十五条）
第五款	自然環境局（第三十六条―第四十条）
第三章	審議会等（第四十一条）
第四章	施設等機関（第四十二条）
第五章	地方支分部局（第四十三条）
附則	
第二章	内部部局
	（大臣官房の所掌事務）
第三条	大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。
一―十八	（略）
十九	エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定の経理に關すること。
二十	エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に属する行政財産及び物品の管理に關すること。
二十一―二十五	（略）
二十六	環境の保全に關する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること（廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に關する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）に規定する廃棄物をいう。次条第一項第十一号及び第二十五条第一号を除き、以下同じ。）の排出の抑制及び適正な処理（浄化槽によるし尿及び雑排水の処理を含む。以下同じ。）並びに清掃（ねずみ、蚊、はえその他の動物であつて人の健康又は生活環境を害すおそれのあるもの）の駆除を含む。以下同じ。）並びに資源の再利用の促進に係るものに限る。）。
二十七・二十八	（略）
二十九	廃棄物の排出の抑制及び適正な処理並びに清掃に關すること。
三十―三十三	（略）



2 廃棄物・リサイクル対策部は、前項第二十六号から 第三十二号までに掲げる事務をつかさどる。

(総合環境政策局の所掌事務)

第四条 総合環境政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 地球環境保全等に関する関係行政機関の試験研究機関の経費(大学及び大学共同利用機関の所掌に係るものを除く。次条第三号、第二十条第五号及び第二十七条第四号において同じ。)及び関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に関する事(地球環境局の所掌に属するものを除く。)

五 十九 (略)

2 (略)

(水・大気環境局の所掌事務)

第六条 水・大気環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十五 (略)

(自然環境局の所掌事務)

第七条 自然環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 景勝地及び休養地並びに公園(都市計画上の公園を除く。第三十七条第七号及び第三十八条第五号において同じ。)の整備に関する事。

七 十三 (略)

第三節 課の設置等

(会計課の所掌事務)

第十四条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 (略)

五 エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定の経理に関する事。

六 エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に属する行政財産及び物品の管理に関する事。

七 十一 (略)

(廃棄物対策課の所掌事務)

第十七条 廃棄物対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 六 (略)

第二款 総合環境政策局

(総合環境政策局に置く課)

第十九条 (略)  
2 環境保健部に、次の二課を置く。

企画課

環境安全課

(企画課の所掌事務)

第二十四条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 公害に係る健康被害の補償及び予防に関すること (環境安全課の所掌に属するものを除く。)

五 九 (略)

(環境安全課の所掌事務)

第二十五条 環境安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二 (略)

三 公害に係る健康被害の補償及び予防のための当該健康被害の原因の科学的究明に関すること。

四 (略)

第三款 地球環境局

第二十六条 第二十八条 (略)

第二十九条 (略)

第四款 水・大気環境局

第三十条 (略)

(総務課の所掌事務)

第三十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十 (略)

(水環境課の所掌事務)

第三十四条 水環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 七 (略)

八 前各号に掲げるもののほか、第六条第十五号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての水 (水底の底質を含み、地下水を除く。) に係るもの

(土壌環境課の所掌事務)

第三十五条 土壌環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、第六条第十五号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての地下水、土壌及び地盤に係るもの

第五款 自然環境局

第三十六条（第四十条）（略）

第三章 審議会等

第四十一条（略）

第四章 施設等機関

（環境調査研究所）

第四十二条（略）

2・3（略）

4 環境調査研究所は、環境省設置法第四条第二十三号に規定する政令で定める文教研修施設とする。

第五章 地方支分部局

第四十三条（略）

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2・6（略）

○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下本則において単に「事故」という。）により当該原子力発電所から放出された放射性物質（以下「事故由来

放射性物質」という。)による環境の汚染が生じていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置について定めること等により、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とする。

(対策地域内廃棄物処理計画)

第十三条 環境大臣は、汚染廃棄物対策地域を指定したときは、当該汚染廃棄物対策地域内にある廃棄物(当該廃棄物が当該汚染廃棄物対策地域外へ搬出された場合にあつては当該搬出された廃棄物を含み、環境省令で定めるものを除く。以下「対策地域内廃棄物」という。)の適正な処理を行うため、遅滞なく、対策地域内廃棄物の処理に関する計画(以下「対策地域内廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

2 4 (略)

○環境省設置法(平成十一年法律第一百一号)(抄)

(所掌事務)

第四条 環境省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二十三 (略)

二十四 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

二十五 (略)

【附則】

○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行令(平成十二年政令第四百六十二号)(抄)

第二条 法第二条第三項第二号の政令で定める原子炉は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三百二十四号)第十二条第一項に規定する原子炉とする。

○復興庁組織令(平成二十四年政令第二十二号)(抄)

附 則

(他の政令の適用の特例)

第七條 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

職員に関する政令（平成三十年政令第三百八十九号）										(略)
第十九条第一号	第十七条		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	国の機関（当該行政機関等であるも	第十六条第一項第六号	前条第一項第六号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
国の機関（当該行政機関等であるも	第十六条第一項第一号、第四号、第六号	国の機関（当該在職機関であるものを除く。）又は復興庁	前条第一項第四号、第六号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	
(略)	
(略)	)のを除く。
(略)	ものを除く。)及び復興庁